

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

当財団は、平成24年4月1日(移行登記)をもって「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」に認定されております。この公益財団法人への寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

法人の場合は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。また、個人の場合は、特定寄付金として一定金額まで所得控除が認められます。

○優遇措置の内容

《法人税》公益財団法人への寄附金は、損金算入の取扱に特例が適用されます。

		寄附金の種類	損金算入の取扱
法人	→	一般の寄附金	損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 $\text{限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得(注①)} \times 2.5\%) \times 1/4$
	→	公益財団法人 に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 $\text{限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得(注①)} \times 6.25\%) \times 1/2$

(注①) 当期の寄附金支出前所得

《所得税》 公益財団法人への寄附金の一部が所得控除の対象となります。

		寄附金の種類	所得控除の取扱
個人	→	一般の寄附金	出来ません。
	→	公益財団法人 に対する寄附金	所得控除額 = 左記の寄附金額の合計額(注②) - 2千円

(注②) ただし、控除前所得額の40/100を限度。